

国立大学法人和歌山大学臨時職員勤務時間及び休暇等規程

制 定 平成16年 4月 1日
 法人和歌山大学規程第 40号
 最終改正 令和 7年 3月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則第17条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の臨時職員の勤務時間及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 臨時職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関し、この規定に定めのない事項については、労働基準法（以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

第2章 勤務時間、休憩、休日

(勤務時間)

第3条 臨時職員の勤務時間は、次の各号に定める範囲内とする。

(1) 定時有期臨時職員および定時無期臨時職員

1日について7時間45分、1週間について38時間45分

(2) 短時間有期臨時職員および短時間無期臨時職員

1日について7時間45分以内、1週間について原則として29時間以内

(始業、終業及び休憩の時刻)

第4条 臨時職員の始業、終業及び休憩の時刻は、次の各号のとおりとする。

(1) 定時有期臨時職員および定時無期臨時職員

始業 午前8時30分、終業 午後5時15分、休憩 午後0時00分から午後1時00分まで

(2) 短時間有期臨時職員および短時間無期臨時職員

1日の所定勤務時間が7時間45分を超えない範囲で各人ごとに定めるものとし、採用時に雇入通知書により各人に明示するものとする。

2 臨時職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

3 業務上の必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が1日7時間45分を超えない範囲で、また、休憩時間が所定の時間を下回らない範囲で、始業、終業及び休憩の時刻を変更することがある。

(非常災害時の勤務)

第5条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に所定の勤務時間を超えて、又は休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の勤務を命ずる場合には、労基法第33条第1項に定められた手続きを行う。

3 災害又は重篤な感染症その他の重大な事件又は事故の発生により、臨時職員が通勤することが困難な状況にある場合で、本学の業務継続のため、特に必要であると認めるときは、在宅勤務を命ずることがある。

臨時職員勤務時間及び休暇等規程

4 前項に規定する在宅勤務に関する事項については、国立大学法人和歌山大学教職員在宅勤務に関する細則第8条から第17条を準用する。

(出勤及び退勤の手続き)

第6条 臨時職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(休日)

第7条 休日は、次の各号に定める日とする。ただし、個別の労働条件通知書により別の定めをした場合には、その定めによる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)

(5) その他、特に指定する日

2 法定休日は日曜日とする。

3 1週間の起算日は土曜日とする。

(休日の振替)

第7条の2 前条に規定する休日において業務の都合上特に勤務することを命ずる必要がある場合には、当該休日をあらかじめ他の日に振り替えることがある。

2 前項より休日の振替を行う場合には、当該休日の振替を行った後において、勤務時間が第3条に規定する週の所定勤務時間を超えないようにしなければならない。

第3章 勤務の免除

(勤務の免除)

第8条 臨時職員は、次の各号の一に該当する場合、給与を減額されることなく、一定の時間につき勤務を免除されることがある。

(1) 指定されたレクリエーションに参加する時間

(2) 共済組合が実施する総合的な健康診査を受ける時間及び当該健康診査を含む特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある臨時職員が特定保健指導を受ける時間

(3) 妊娠中の臨時職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、その者が適宜休息し、又は捕食するために必要な時間

第4章 休暇

(休暇の種類)

第9条 臨時職員に与えられる休暇は、年次休暇(有給とする。)、その他の有給の休暇、その他の無給の休暇とする。

(年次休暇)

第10条 年次休暇は、次の各号に掲げる日数とする。

(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている臨時職員、1週間の勤務日が4日以下とされている臨時職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期

間によって勤務日が定められている臨時職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、採用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日

- (2) 前号に掲げる臨時職員が、採用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数を加算した日数（当該日数が20日を超える場合は、20日）

6月経過日から起算した継続勤務期間	休暇の付与日数
1年	1日
2年	2日
3年	4日
4年	6日
5年	8日
6年以上	10日

- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている臨時職員（1週間の勤務時間が29時間以上である臨時職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている臨時職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は採用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる採用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日	1年間の勤務日	継続勤務期間/休暇の付与日数						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 2 前項の継続勤務とは、雇用関係の1ヶ月以上の中断（雇用関係の全くない月があることをいう。）を含まない勤務を、また、全勤務日とは臨時職員の勤務を要する日のすべてをそれぞれいうものとし、出勤した日数の算定にあたっては、次の各号の一に該当する期間は、これを出勤したものとみなして取扱うものとする。

- (1) 労働者災害補償保険法第7条第1項に規定する災害に遭い、療養のために休業した期間

臨時職員勤務時間及び休暇等規程

- (2) 休暇を取得した期間
- (3) 育児休業又は介護休業を取得した期間
(年次休暇の時季変更権)

第11条 年次休暇は、臨時職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、臨時職員の請求する時季に年次休暇を与えることにより、業務の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがある。

(年次休暇の単位)

第12条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、労基法第39条の規定に基づく労使協定の定めるところにより、1時間を単位とすることができる。

2 年次休暇を1時間単位で取得する場合は、1日の年次有給休暇に相当する時間数を次の各号のとおりとする。

- (1) 定時有期臨時職員および定時無期臨時職員 8時間
- (2) 短時間有期臨時職員および短時間無期臨時職員
1日あたりの平均所定勤務時間（1時間未満の端数は切り上げるものとする。）

3 1日の勤務時間のすべてを休暇とするときは、所定勤務時間の多少にかかわらず、1日を単位として年次休暇を取得するものとする。

(年次休暇の繰り越し)

第13条 年次休暇（この条の規定により繰り越されたものを除く。）は、一の年における年次休暇の20日を超えない範囲内の残日数を限度として、残日数と残時間を当該年の翌年に繰り越すことができる。

2 前項の規定において、翌年に繰り越すことができなかつた年次休暇の残日数については、第16条に規定する無給の休暇を有給とするため積み立てることができる。ただし、積み立てることができる合計日数は20日を超えないものとする。

(年次休暇の手続き)

第14条 臨時職員は、年次休暇を取得する場合には、あらかじめ休暇簿（年次休暇用）に記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

(その他の有給の休暇)

第15条 臨時職員に与えられるその他の有給の休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 臨時職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 臨時職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において、臨時職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

- (5) 臨時職員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、臨時職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡にともない必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (6) 臨時職員（7月から9月の3ヶ月の全期間にわたり雇用されている者に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における休日及び次号に定めるその他の有給の休暇の取得期間を除いて原則として連続する3日（週の勤務日数が3日以下の場合は、週の勤務日数から1日を減じた日数）の範囲内の期間
- (7) 心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において土曜日（土曜日に引き続く休日を含む。）に引き続く連続する2日又は日曜日（日曜日から引き続く休日を含む。）から引き続く連続する2日の範囲内の期間
- (8) 臨時職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- (9) 臨時職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、臨時職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 臨時職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間
- (10) 臨時職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する臨時職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (11) 地震、水害、火災その他の災害により臨時職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、臨時職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する7日の範囲内の期間
- (12) 臨時職員が不妊治療を行う場合で、入院又は通院するため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日の範囲内の期間、体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内の期間（1日又は時間単位で取得することができる。）
- (13) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の臨時職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (14) 女性の臨時職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の臨時職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

臨時職員勤務時間及び休暇等規程

- (15) 臨時職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、第10条（1）に掲げる臨時職員にあつては10日の範囲内の期間とし、第10条（3）に掲げる臨時職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあつては次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1週間の 勤務日	1年間の 勤務日	日数
4日	169～216日	7日
3日	121～168日	5日
2日	73～120日	3日
1日	48～72日	1日

- (16) その他、特に指定する日

(その他の無給の休暇)

第16条 臨時職員に与えられるその他の無給の休暇は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。ただし、第13条第2項に規定する積み立てた日数に残日数がある場合は、第4号を除き、その日数の範囲内で有給とする事ができる。

- (1) 妊産婦が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために通院する場合

イ 産前

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときは、その指示による必要な時間

ロ 産後（1年以内）

医師等の指示による必要な時間

- (2) 妊娠中の臨時職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、所定の勤務時間の始め又は終わりの1時間以内
- (3) 生後1年に達しない子を育てる臨時職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分（1日の2回分を連続させて1時間とすることができる。）以内の期間
- (4) 女性の臨時職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (5) 臨時職員が職務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (6) 臨時職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。） 国立大学法人和歌山大学教職員勤務時

間及び休暇等規程第20条に準じる期間（ただし、前条第15号に定める有給の休暇を取得した期間を除算する。）

- (7) 臨時職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (8) 小学校第3年次の終期を経過するまでの子を養育する臨時職員が、その子の看護等(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話、予防接種又は健康診断を受けさせること、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業に伴うその子の世話をを行うこと、その子の入園、卒園又は入学式へ参加すること)又は国立大学法人和歌山大学臨時職員介護休業等細則(以下「介護休業等細則」という。)第3条第2項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある臨時職員が当該要介護者を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合(ただし、労使協定により対象者から除外することとされた臨時職員を除く。) 1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日(ただし、対象者が2人以上であれば10日)の範囲内の期間(1日又は時間単位で取得することができる。)
- (9) 小学校第1年次に在学する子を養育する臨時職員が、その子の世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日の範囲内の期間(1日又は時間単位で取得することができる。)

(その他の休暇の単位)

第17条 その他の有給の休暇及び無給の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取扱うものとする。

(その他の休暇の手続き)

第18条 臨時職員は、その他の休暇(第16条第3号及び第4号の休暇を除く。)の承認を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿(病気休暇・特別休暇用)に所要事項を記入し、申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 前項の場合において、証明書等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

3 第16条第3号の申出は、あらかじめ休暇簿(病気休暇・特別休暇用)に記入して行わなければならない。

4 第16条第4号に掲げる場合に該当することとなった臨時職員は、その旨をすみやかに届け出るものとする。

第5章 育児休業及び介護休業

(育児休業)

第19条 育児休業については、国立大学法人和歌山大学臨時職員育児休業等細則の定めるところによる。

(介護休業)

臨時職員勤務時間及び休暇等規程

第20条 介護休業については、介護休業等細則の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 第10条第1項及び第16条第1項に規定する「継続勤務期間」は、施行日前の勤務期間を含む。
- 3 この規定の施行日の前々日において法人化前の和歌山大学の非常勤職員であった者の年次休暇の残日数、その他の有給の休暇及びその他の無給の休暇の取得日数については、施行日においてこれを継承するものとする。

附 則（平成16. 6. 15一部改正：法人和歌山大学規程第312号）

この規程は、平成16年6月15日から施行する。

附 則（平成16. 8. 26一部改正：法人和歌山大学規程第326号）

この改正規程は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成17年3月12日一部改正：法人和歌山大学規程第372号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第724号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第850号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第911号）

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条第2号の規定は、平成21年5月21日から施行する

附 則（平成21年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第954号）

この改正規程は、平成21年9月10日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第995号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1138号）

この改正規程は、平成22年 6月30日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1380号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1869号）

この改正規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2122号）

- 1 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程による改正後の第16条第1項第8号の規定は、この規程の施行の日以降に取得した病気休暇について適用する。

附 則（平成31年 3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2125号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2209号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2404号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年９月７日一部改正：法人和歌山大学規程第２４６９号）

この改正規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２８日一部改正：法人和歌山大学規程第２８２９号）

この改正規程は、令和７年４月１日から施行する。

臨時職員勤務時間及び休暇等規程

別表（第15条第5号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（臨時職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（臨時職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日